

別紙2 基本的に休業を要請しない施設

① 床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設

※ただし、従来特措法によらず休業など適切な対応について協力を依頼していた床面積の合計が100㎡超～1,000㎡以下の施設については、基本的な感染防止の取組みを準備し、実施することを前提に、5月11日から休業などの協力依頼の対象外とする。

施設の種類	施設	備考
大学・学習塾等（※）	大学	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
体操教室		
博物館等	博物館	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		

② 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	施設	備考
医療施設（※）	病院	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※有資格者が治療を行うものに限る
	薬局	
	診療所	
	歯科	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	整体院	
	柔道整復	
生活必需物資販売店	食料品売場（※）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	卸売市場	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	
	自転車屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	家電販売店	
	園芸用品店	
鍵屋		
家具屋		
花屋		
食事提供施設	飲食店	・基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ・営業時間を午前5時から午後8時までの間とする営業時間短縮の協力を要請（5月10日まで） ・従来夜7時までとすることを要請していた酒類の提供については、5月11日以降、夜8時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く）
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	居酒屋	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	共同住宅	
	寄宿舎	
	下宿	
	カプセルホテル	
	民泊	
	ラブホテル	
ウィークリーマンション		
交通機関等	バス	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	タクシー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等含む）	
	レンタカー	
工場等	工場	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	作業場	

金融機関・官公署等	銀行	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	証券会社	
	保険（代理店）	
	官公署	
	証券取引所	
	（各種）事務所	
	消費者金融	
	ATM	
その他	理美容（理髪店、美容院）	基本的な感染防止対策の徹底を依頼 ※物価統制令の対象となるもの
	銭湯（公衆浴場）※	
	貸金庫	
	メディア	
	葬儀場・火葬場	
	獣医	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	質屋	
	郵便局	
	クリーニング店	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場（貸衣装含む）	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	神社	
	寺院	
	教会	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
ブライダルショップ		
100円ショップ		
販売店		

③ 社会福祉施設等

施設の種類	施設	備考
社会福祉施設等（※）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	必要な保育等を確保した上で基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	放課後児童クラブ（学童保育）	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	基本的な感染防止対策の徹底を依頼
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請